

山鹿市立八幡小学校 いじめ防止基本方針

令和2年1月改定（案）

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、在学中だけでなく将来にわたっていじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。心身の発達途上にある児童は、何らかの理由により、被害者にも加害者にもなり得る可能性があり、どの学校・学級でも起こり得るという基本認識に立ち、いじめの撲滅を目指し、職員が日頃から小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。

《いじめの定義》

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

児童の命を預かり守る学校は、児童が職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされていると実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係の中で、集団の一員としての自覚と自信を身に付け、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある八幡小学校を目指す。

2 いじめ防止・いじめ問題対策のための組織

いじめのささいな兆候や児童からの訴えを特定の職員が抱え込まないよう、組織として対応する。

《生徒指導委員会の構成》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当児童学級担任、児童支援担当職員、必要に応じてスクールカウンセラー等

3 いじめ未然防止のための取組

（１）児童理解と相談体制の充実

① 「個を見つめる会」での情報交換及び共通理解（月１回）

全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

② 担任以外（校長・教頭・教務主任・養護教諭・児童支援担当職員等）の教職員による児童への声かけを励行し、相談しやすい学校環境の充実に努める。

（２）学級経営の充実

① 平素から細やかな観察に努め、必要に応じてソーシャルスキルトレーニング等を実施する。

② 「分かった」「できた」授業をめざし、児童一人一人が成就感をもてる授業の実践に努める。

（３）道徳教育の充実

① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

（４）インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童へのモラル教育や保護者への啓発を行うなどとして迅速に対応する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園・保育園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、保育園、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「心のアンケート」の活用（每学期1回）

教育相談の時間を設定し、「心のアンケート」の結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、アンケート等により把握した件数等については公開し、情報収集に努める。

(2) ノート・日記・連絡帳等の活用

ノート・日記・連絡帳などから児童の交友関係や悩み、保護者の気付き等を把握する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態について

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した旨を、山鹿市教育委員会に速やかに報告する。
- ③ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめに関する調査や保護者へのアンケートを実施し、指導後の様子やいじめの解消を確認し、取組の検証を行うとともにいじめの再発防止に努める。

7 いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる本校における共通理解 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○学級開き 学級ルールづくり【学級活動】 ○異学年の人間関係づくり【歓迎遠足・地区児童会】	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級懇談会】 ○情報の収集【家庭訪問】
5月	○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○異学年の人間関係づくり【運動会】 ○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】	
6月	○心のきずなを深める月間 ○学警連生徒指導部会 ○心のアンケートの実施 ○教育相談の実施 ○人権集会の設定 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】 ○人権に関する学び【道徳・学級活動】 ○異学年の人間関係づくり【人権集会】	○保護者への情報提供【学級通信・学校便り】
7月	○人権に関する授業参観 ○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○人権に関する学び【道徳・学級活動】 ○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】 ○自己評価の実施	○保護者との情報交換【学級懇談会・個別懇談会】 ○学校評価の実施
8月	○生徒指導に関する研修【校内研修】		
9月	○学警連生徒指導部会 ○心のアンケートの実施 ○教育相談の実施 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○行事を通じた人間関係づくり【集団宿泊教室】 ○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】	
10月	○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行・社会見学】 ○熊本県人権子ども集会への参加	○保護者との情報交換【学級懇談会】
11月	○人権集会の設定 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○異学年の人間関係づくり【人権集会】 ○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】 ○行事を通じた人間関係づくり【学習成果発表会】	○青少年健全育成大会への参加 ○保護者との情報交換【学級懇談会】
12月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○行事を通じた人間関係づくり【校内持久走大会】 ○自己評価の実施	○学校評価の実施
1月	○児童に対する情報交換【個を見つめる会】		
2月	○学警連生徒指導部会 ○心のアンケートの実施 ○教育相談の実施 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】	
3月	○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換【個を見つめる会】	○諸問題を解決するための話し合い活動【学級会活動】 ○行事を通じた人間関係づくり【お別れの会・卒業式】 ○自己評価の実施	○保護者との情報交換【学級懇談会】 ○学校評価の実施